

第3次小坂町男女共同参画推進計画

～お互いを認めあい 次世代へむかう小坂～

計画期間：令和4年度～令和8年度

令和4年11月

小坂町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	2
3	計画の期間	2
4	計画の性格	2

第2章 計画の基本目標

1	計画の基本目標	3
2	計画の体系	5

第3章 計画の基本目標と施策の方向

基本目標1	男女の人権の尊重	6
基本目標2	さまざまな分野への男女共同参画の推進	13
基本目標3	男女がともに働きやすい環境づくり	17
基本目標4	お互いを認めあい多様な生き方を実現する環境づくり	24

第4章 計画の進捗管理

1	推進体制	29
2	進捗管理	29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまで日本では、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法など、男女平等に関する各種法律や制度が整備されてきました。ワーク・ライフ・バランス^(※1) やポジティブ・アクション^(※2)の推進、ドメスティック・バイオレンス^(※3)の防止などに取り組んできており、各分野において男女平等意識向上の傾向が見られるようになってきました。

しかし、固定的性別役割分担意識^(※4)やこれまでの慣行は今なお根強く残っているのが現状です。そのほかにも少子高齢化・人口減少問題をはじめ、家族形態の変化や非正規雇用者の増大、格差の拡大や社会保障継続への不安など多岐にわたる課題が存在し、それらを解決すべく、平成26年度に制定された「まち・ひと・しごと創生法」においては、地域ごとの特徴を活かした施策を実行して、自立的で持続的な社会を創生していくことを目標としています。また、平成27年度に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^(※5)」では、これまで以上に女性が働きやすい環境づくりや職業生活における活躍を推進するよう定められています。

小坂町においても、男女共同参画社会の実現のために、平等かつ、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野においても人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することを目指す必要があります。同時にアンコンシャスバイアス^(※6)への対策も必要です。

町民自らが作りあげてきた町の現状や課題、そして目指すべき町の将来像に対して、一人ひとりが活発に参画していくため、本計画を策定します。

※1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働きながら家庭や地域生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

※2 ポジティブ・アクション（社会的な性差をなくすための積極的な取組）

性別による固定的な役割分担などによって不利益を被る人をなくし、男女の機会を均等にすることを目指した積極的な取組のこと。女性の登用促進や男性の育児休業取得率の向上などがあげられる。

※3 ドメスティック・バイオレンス（DV。配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力）

家庭内における暴力行為や恋人など近い関係の中で起こる暴力行為のこと。特に最近は若年層における男女間での暴力をデートDVと呼んでおり、対策が急がれる。

※4 固定的性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家事」のように、個人の能力などとは関係なく性によって役割を決め、固定使用する考え方のこと。

※5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活においてさらに活躍できるように、地方公共団体における推進計画や、民間も含めた事業主行動計画の策定、女性の活躍に関する情報の公表などについて定めた法律。

※6 アンコンシャスバイアス（無意識の偏見・思い込み）

「雑用や飲み会の幹事は若手が行うもの」「血液型で性格を判断してしまう」などゆがんだ固定概念で物事を判断すること。

2 計画の目的

本計画は、「ひとと自然と文化を未来につなぐ 魅力あふれるまち」を将来像に、小坂町における男女共同参画社会の実現のための基本的な考え方と具体的な取組を示すための計画です。一人ひとりが自ら参画し、町民、各種団体、事業所及び地域が一体となって取り組むための各種施策を明らかにするとともに、自らの意志による行動を推進するための指標となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度（2022年度～2026年度）までの5年間とします。

4 計画の性格

この計画は、小坂町における男女共同参画社会の実現に向けた4つの基本目標と、その目標を達成するための基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び秋田県の「男女共同参画推進計画」、「第6次小坂町総合計画」を踏まえています。また、「第3章 基本目標3」は女性活躍推進法に基づいて定めたものです。

なお、計画策定後も社会情勢や町民意識の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本目標

テーマ 「お互いを認めあい 次世代へむかう小坂」

1 計画の基本目標

本計画では、「お互いを認めあい 次世代へむかう小坂」をテーマに掲げ、次の4つを基本目標として、各分野の施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指しています。

〈基本目標1〉 男女の人権の尊重

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等について正しく理解し、人権や性の尊重、自立の意識を持つことが大切です。家庭や学校、地域社会など、それぞれのライフ・ステージにおける学習機会の充実に努めるとともに、固定的性別役割分担意識の解消のための啓発活動や教育の推進に取り組みます。

さらに、男女が互いの性と人権を尊重し、安心して妊娠・出産できる社会を目指すための学習機会の提供や相談支援体制の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント^(※7)などは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であることから、これらの暴力の根絶を目指します。

- 《基本方向1》 男女平等の視点に立った教育の推進
- 《基本方向2》 男女共同参画の啓発
- 《基本方向3》 性と人権を尊重する認識の浸透
- 《基本方向4》 配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力の根絶

〈基本目標2〉 さまざまな分野への男女共同参画の促進

男女共同参画を実現するためには、男女がともに、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するとともに、政策・方針決定の場に多様な意見や考え方を反映させることが大切です。

政治や行政、企業、団体などの政策・方針決定の場や地域社会のさまざまな活動に、男性だけでなく女性の視点による意見を反映させるために、より一層女性の各種審議会などへの登用拡大、人材の発掘や養成に努めます。

- 《基本方向1》 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 《基本方向2》 地域社会活動への男女共同参画の促進

※7 セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性的嫌がらせのこと。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。

〈基本目標3〉 男女がともに働きやすい環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、職場において男女が個人の能力を十分に発揮し、平等な立場で働くことができる環境づくりを進めることが大切です。

ワーク・ライフ・バランスの実現や職場における男女間の不公平な処遇の是正、就労環境の整備が進むよう、企業などへの理解活動に努めるとともに、特に、農業・商工自営業などにおける就業の場での男女平等の確保に努めます。

行政においては、子育て支援施策の継続と保育体制の整備など、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めるとともに、介護環境の充実に努めます。

- 《基本方向1》 男女がともに働くための環境整備
- 《基本方向2》 就労における男女平等の促進
- 《基本方向3》 就業機会の促進
- 《基本方向4》 農業・商工自営業などにおける男女共同参画の促進
- 《基本方向5》 子育て支援・介護支援体制の充実

〈基本目標4〉 お互いを認めあい多様な生き方を実現する環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたり心身ともに健康を保持していくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産など、女性特有の健康上の問題を心身に抱える機会が多く、男女が正しい知識や情報を得て身体的な特徴を理解することが重要です。

誰もが健康で、安心して子どもを産み育てられるよう健診、保健指導・相談の充実に努めるとともに、保健医療体制の充実や食育の推進による健康づくりに取り組みます。

また、高齢者や障がい者など全ての住民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、経済的安定や住環境の整備を進めるとともに、支援が必要となったときにさまざまなサービスを自ら選択することができる体制の整備に努めます。

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画することができるように、生涯にわたって自由に学習する機会の提供に努めます。

近年の災害による影響で防災に対する意識が醸成されてきたことから、避難所や備蓄などについても男女共同参画の視点に立った対応も求められています。

- 《基本方向1》 母子・父子保健の充実
- 《基本方向2》 健康づくりと食育の推進
- 《基本方向3》 誰もが安心して暮らせる環境整備
- 《基本方向4》 生涯学習の推進
- 《基本方向5》 防災・災害の対応

2 計画の体系

	基本目標	基本方向	施策の方向
男女 共同 参画 社会 の 実 現	1 男女の人権の尊重	男女平等の視点に立 った教育の推進	①家庭における男女平等教育の推進 ②学校における男女平等教育の推進 ③地域における男女平等教育の推進
		男女共同参画の啓発	①広報・啓発活動の充実 ②男女共同参画に係る調査研究の充実 ③メディアにおける男女共同参画の推進
		性と人権を尊重する 認識の浸透	①性と人権の尊重についての認識の浸透 ②母性は重要であるという認識の浸透
		配偶者やパートナー に対するあらゆる暴 力の根絶	①配偶者やパートナーに対する暴力を根絶す る認識の浸透 ②セクシャル・ハラスメント、ドメスティッ ク・バイオレンスなどの防止 ③被害者への相談・支援体制の充実
	2 さまざまな分野への 男女共同参画の促進	政策・方針決定過程 への女性の参画促進	①審議会などへの女性参画の促進 ②方針決定過程における女性の参画促進
		地域社会活動への男 女共同参画の促進	①社会活動への参加促進 ②ボランティア活動の促進 ③地域リーダーの養成 ④防災分野における男女共同参画の推進 ⑤まちづくりにおける男女共同参画の促進
	3 男女がともに働きや すい環境づくり	男女がともに働くた めの環境整備	①ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 ②家庭生活への男女共同参画の促進
		就労における男女平 等の促進	①男女の均等な雇用と待遇の確保 ②職場における男女平等の促進
		就業機会の促進	①就業支援体制の充実 ②女性の再チャレンジ支援
		農業・商工自営業な どにおける男女共同 参画の促進	①経営活動などへの女性の参画支援
		子育て支援・介護支 援体制の充実	①育児支援体制の充実 ②子育てを支援する生活環境の整備 ③介護支援体制の充実
	4 お互いを認めあい多 様な生き方を実現す る環境づくり	母子・父子保健の充実	①保健・健康診査の充実
健康づくりと食育の 推進		①健康づくりの推進 ②食育の推進	
誰もが安心して暮ら せる環境整備		①住みやすく生きがいを持てる生活環境づく り	
生涯学習の推進		①生涯学習の学習機会や情報の提供	
防災・災害の対応		①避難所や備蓄における男女共同参画の推進	

第3章 計画の基本目標と施策の方向

〈基本目標1〉 男女の人権の尊重

《基本方向1》 男女平等の視点に立った教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等について正しく理解し、人権や性の尊重、自立の意識を持つことが大切です。

家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において、こうした一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしています。

家庭においては、親の意識や生活態度などが子どもに大きな影響を与えます。

特に、幼児期からの「男の子だから」、「女の子だから」という性によって区別をしたしつけなどは、個性を育てる上で大きく影響するとともに、子どもの可能性を狭めることにもつながりかねません。

また、学校教育は、青少年が成長し自立した社会人となる過程に重大な影響を与えることから、時代を担う児童生徒に対しては、教育全体を通し、男女平等意識の浸透や相互の協力、理解についての指導の充実を図ることが必要です。

さらに、地域社会においても、男女共同参画社会の意義について理解を促進する上で、全年代を通じた生涯学習の推進は重要な意義を持ちます。

男女共同参画社会の形成のためには、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で、男女平等の視点に立った教育」の充実が重要です。

家庭や学校、地域社会におけるそれぞれのライフ・ステージにおいて、町民一人ひとりが個人の尊重と平等意識を身につけるために、次の「施策の方向」を定め、学習機会の充実を図るとともに意識啓発に取り組みます。

施策の方向 ①家庭における男女平等教育の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 家庭内における性別による固定的な役割分担意識による慣行を見直すための啓発事業に取り組みます。 ① 男女共同参画意識向上のための講演会・セミナーの開催	総務課
(2) 家庭内における男性の家事への参加を促進するための学習機会の提供に努めます。 ① 料理教室や家事体験講座の開催	総務課・福祉課 教育委員会
(3) 家庭における教育力の向上に努めます。 ① よりよい親子関係を築くための家庭教育学級などの充実 ② 人権意識を育てる教育活動の実践	教育委員会 総務課・教育委員会

施策の方向② 学校における男女平等教育の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 人権の尊重や男女平等の視点に立った教育の実践と子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実に努めます。 ①男女平等も含めた人権教育の実践	総務課・教育委員会
(2) 人権の尊重や男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実に努めます。 ①男女共同参画に関する講演会・セミナーへの参加促進 ②人権教育実践のための教職員研修への参加	総務課・教育委員会 総務課・教育委員会
(3) 地域の資源や人材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育を推進します。 ①老壮大学や老人クラブと連携した高齢者との交流や教育活動の充実 ②社会教育事業への積極的な参加を促し、自然体験や社会体験などの活動を充実	教育委員会 教育委員会

施策の方向③ 地域における男女平等教育の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 地域で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。 ①子どもの見守り活動実践	町民課
(2) 男女がともに参画しやすい地域活動を目指します。 ①男女がともに参画しやすいPTA活動の実践	教育委員会
(3) 地域における男女平等意識を向上させるために生涯学習を推進します。 ①男女平等意識向上のための各種講座の開催、学習機会の提供	総務課・教育委員会

《基本方向2》 男女共同参画の啓発

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、男女の役割に対する固定的な考え方は依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中に根強く残っています。男性、女性それぞれが主体的に生きるために多様な選択をし、能力を発揮していくことができるように、広く人々の意識や行動、社会の慣習・慣行について、男女共同参画の視点から検討し、変えていく必要があります。

一般的には、ジェンダー^(※8)やワーク・ライフ・バランスなど、男女共同参画を進めるうえで重要なキーワードについて、認知度は決して高いとはいえない状況であり、さらなる啓発活動が求められます。

情報通信の高度化が進む中で、メディアや行政からもたらされる情報が社会に与える影響は、さらに拡大するものと予想されることから、メディアや行政が男女平等の理念に配慮し、それぞれの人権を尊重した表現に努めるよう理解と自主的な取組が必要です。

SNS^(※9)を利用した人権侵害や、リベンジ・ポルノ^(※10)などの性的な嫌がらせについても認識を広めていかななくてはなりません。また昨今ではAV出演被害^(※11)が増えていることから、その対策も講じる必要があります。

少子・高齢化の進行、情報通信の高度化など、社会情勢の大きな変化の中で、男女が互いの人権を尊重し、それぞれの“個”を認め合いながら、ともに社会を担うものとしての責任を果たすために、次の「施策の方向」を定め、意識変革や慣行の見直しのための啓発活動を促進するとともに、きめ細かな調査及び情報の収集・提供の充実を図り、行政情報の提供にあたっては、男女平等の理念に基づき、その表現などに配慮するよう努めます。

※8 ジェンダー

生まれながらにして持つ生物学的な性別ではなく、行動や発言などの視点から「男らしさ」、「女らしさ」と表現されるなど、社会的な通念や慣習によって形成される性別のこと。

※9 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人とをつなぐ機能を持つコミュニティ型のWEBサイトで、友人・知人同士との交流や新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。自分のプロフィールや写真、日記を公開したり、会員間でのメッセージを交換するなどの機能がある。

※10 リベンジ・ポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、別れた相手に対する仕返しや嫌がらせとして、相手の性的な画像や動画などを本人の許可なしにネットの掲示板などに公開する行為のこと。

※11 AV出演被害

強制的な方法で断れない状況を作り出すことで、本人の承諾を得ずにAVに出演をさせる行為。

施策の方向① 広報・啓発活動の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 男女共同参画の認識を深めるため、広報紙による啓発や講演会・セミナーの開催に努めます。 ① 男女共同参画週間 ^(※12) における取組の推進 ② 図書館を利用した男女共同参画に関する情報や資料の提供。さまざまな機会を利用した学習や文化・スポーツ活動の情報を提供。各種団体活動の紹介を通じた町民相互交流の場を拡大。 ③ 広報紙やホームページなどによる情報の提供	総務課 総務課・教育委員会 総務課
(2) 男女共同参画に関する関係法令や推進計画の周知に努めます。 ① 男女共同参画推進計画の推進状況の周知	総務課

※12 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、男女共同参画推進本部が平成12年に設けた（毎年6月23日から6月29日までの1週間）この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事などを全国的に実施するとしている。

施策の方向② 男女共同参画に係る調査研究の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 男女共同参画に係る町民意識調査の実施による実態把握と関係施策への反映に努めます。 ① 男女共同参画推進計画の施策の進捗状況調査	総務課

施策の方向③ メディアにおける男女共同参画の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 町の発行する広報紙や出版物について性的差別など、人権を侵害するような表現や固定的性別役割分担に通じる表現の内容に十分配慮します。	総務課
(2) インターネット上の有害情報やいじめ、有害図書から子どもたちを守るための対策を推進します。 ① 家庭・学校・地域における情報モラル ^(※13) の推進 ② リベンジ・ポルノなどの人権侵害を防止するための啓発	教育委員会 総務課

※13 情報モラル

情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、全ての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。情報モラルの推進とは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることと、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を育てること。

《基本方向3》 性と人権を尊重する認識の浸透

性は人間の尊厳に関わるものであり、男女が互いの性を尊重し、性に関する正しい知識を身につけ、お互いを理解し合う努力をすることが大切です。男女は平等であり、それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ、対等な関係を築く意識を浸透させることが、性犯罪やストーカー行為^(※14)、セクシャル・ハラスメントなどを容認しない社会につながるものです。

人権尊重の視点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(※15)の定着・浸透を図り、安心して妊娠、出産できる社会を目指すため、次の「施策の方向」を定め、男女が自分の身体に関する正しい知識を習得する機会の提供や、心身両面からの健康管理などに対する相談支援体制の充実に取り組めます。

※14 ストーカー行為

特定の人への好意、またはその好意が満たされないことへの恨みなどにより、つきまとい、待ち伏せ、押しかけや無言電話などを繰り返すこと。

※15 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

性と生殖に関して、全ての個人が身体的、精神的、社会的に良好で健康な状態にある権利を持つこと。1994年の国際人口・開発会議において提唱されており、いつ何人子どもを持つか持たないかなどを自由に選択する権利や、安心して妊娠・出産ができる権利などがある。

2019年の第5回世界女性会議では、持続可能な開発目標（SDGs）にうたわれた「誰1人取り残さない」多様性のある社会について女性の視点をふまえて議論している。

施策の方向① 性と人権の尊重についての認識の浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1)人権尊重の視点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの定着、浸透に努めます。 ①妊産婦・新生児への訪問指導と啓発活動の実施	福祉課
(2)学校において適切な性に関する指導を進めます。 ①児童・生徒への性に関する指導の充実 ②性に関する指導を推進するための教職員研修の充実 ③家庭教育に関する研修会などへの参加	教育委員会 教育委員会 教育委員会

施策の方向② 母性は重要であるという認識の浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 働く女性の母性保護 ^(※16) に向けた啓発を進めます。 ① 広報紙やホームページなどによる町民啓発	総務課・福祉課
(2) 妊娠・出産という母性の重要性の認識を深めるため、啓発事業に取り組みます。 ① 母子健康手帳交付や各種検診時の保健指導・相談の実施 ② 地域や各種団体からの要請による勉強会の実施	福祉課 福祉課

※16 母性

「女性が生まれながらにして持つ妊娠・出産などを行う性質」という生物学的な意味と、「母親が子どもを守り育てようとする性質」という後天的でジェンダーへ通じる意味とがあるが、ここでは前者を指す。

《基本方向4》 配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力の根絶

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」^(※17)では、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力（身体的及び精神的に著しく苦痛を与える行為）を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとしています。

暴力的行為は、その対象の性別や、加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者や交際相手などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、職場などにおけるセクシャル・ハラスメントなどの被害者は多くの場合女性ですが、近年は男性被害者も増加の傾向にあります。また、情報化に伴い増加しているSNSを通じた人権侵害やリベンジ・ポルノなども問題となっており、これらの行為が、人間としての尊厳を侵害するものであるということを強く認識する必要があります。

男女共同参画社会を実現するうえで、これらの意見を克服すべき重要な課題ととらえ、暴力根絶に向けた努力を続ける必要があります。

男女の人権の尊重、性の尊重についての理念の浸透を進めるとともに、配偶者やパートナーに対する暴力を根絶するため、次の「施策の方向」を定め、関係機関と協力して相談窓口の整備と意識啓発の充実を図ります。

※17 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

DVの防止と、被害者の保護・自立支援を目的として作られた法律。DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると規定しており、配偶者暴力相談支援センターや一時保護、保護命令などについて規定している。

施策の方向① 配偶者やパートナーに対する暴力を根絶する認識の浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 男女共同参画を阻害する暴力根絶に向けたセミナーなどによる意識啓発に取り組みます。	総務課・福祉課

施策の方向② セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの防止

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの防止と保護のための啓発活動に取り組みます。	総務課・福祉課

施策の方向③ 被害者への相談・支援体制の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知に努めます。	総務課・福祉課
(2) 秋田県や秋田県警察など、関係機関と連携した相談支援体制の充実に努めます。	総務課・町民課・福祉課

基本目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進

《基本方向1》 政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性もともに個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策・方針決定の場において多様な意見や考え方を反映させていくことが大切です。

小坂町における審議会など^(※18)への女性委員の登用率は、19.4%（令和4年4月1日現在）となっており、秋田県内市町村の平均34.4%を下回っており十分ではありません。第6次小坂町総合計画前期基本計画（令和3年度～令和7年度）では目標女性登用率を40%としており、まちづくり、観光、環境など多くの分野で女性の登用を促進し、人材の発掘と育成に努め、男性だけでなく女性の視点や経験、知識が活かされるような施策が必要です。

小坂町職員に占める女性職員の割合は、39.0%（令和4年4月1日現在）で平成28年度の37.0%と比較すると前進しているものの、女性管理職員は一人もおらず、政策・方針決定過程の重要な場面に女性の視点が十分に反映されているとは言えない状況となっています。

女性の参画を拡大するためには、女性自らも意欲を持ち、本来持っている能力を引き出す努力をするとともに、そのための教育や学習の環境を充実させていくことも大切です。

行政や企業・団体等における施策・方針決定においても、男女の様々な意見を反映させて、よりよい小坂町をつくっていくために次の「施策の方向」を定め、審議会などの委員への女性登用拡大や人材の発掘、女性が本来持っている能力を引き出すための施策の充実、女性登用に関する関係機関等への啓発を行います。

※18 審議会など

執行機関として地方自治法で設置が義務付けされている「教育委員会」「選挙管理委員会」「監査委員」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」と、執行機関の附属機関として条例で規定して設置している委員会などのこと。

施策の方向① 審議会などへの女性参画の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 審議会などへの女性の登用を促進します。 ① 審議会などにおける女性委員の登用率40%を目指す	総務課・審議会所管課
(2) 地域や各種団体などで活躍する女性の人材を発掘するとともに研修などあらゆる機会を通じて女性の人材育成に努めます。 ① 女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の充実と女性リーダーの育成	総務課・教育委員会

施策の方向② 方針決定過程における女性の参画促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 政策立案及び方針決定過程等への女性の参画拡大に努めます。 ①町の各種計画策定時における女性の参画促進 ②町内企業や農業、商工自営業等における女性の参画促進への理解活動	各課 総務課・観光産業課
(2) 小坂町女性職員職域拡大と管理職への登用拡大に努めます。 ①各種研修機会による人材育成 ②人事評価制度における男女の平等な評価 ③意欲と能力のある女性職員の積極的な登用	総務課 総務課 総務課
(3) 町内団体等における方針決定の場への女性の参画が進むよう理解促進に努めます。 ①農業・商業関係団体における女性の参画促進への理解活動	観光産業課

《基本方向2》 地域社会活動への男女共同参画の促進

地域生活におけるさまざまな活動（自治会活動・ボランティア活動・PTA活動など）に男女がともに参画し、豊かな地域社会づくりを進めるためには、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を進めていくことが必要です。

自治会長やPTA会長などの活動のリーダーにおける女性の割合は非常に低い状況にあることから、多様な分野に男女の意見を反映させるためには、役職などへの女性の登用を進める意識付けが必要です。

さらに、女性としての視点、経験や知識が活かされることが一層期待される防災、地域おこしやまちづくり、観光、環境などの分野への女性の参画が望まれています。

男女の共同参画による地域社会づくりに向け、一般的に地域との関わりが希薄になりがちであると言われる男性も、若いときから積極的に地域活動に参加できるようにするとともに、ボランティア活動やNPO等の活動の参加促進のための環境整備に努めます。また、男女共同参画の実現を目指す活動を推進するためのリーダーの養成や活動拠点の充実を図ります。

そのため、次の「施策の方向」を定め、地域におけるさまざまな活動の情報を提供しながら、男女がともに参画するよう働きかけるとともに、人材の養成に努めます。

施策の方向① 社会活動への参加促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 地域活動に男女がともに参加できるよう地域への理解活動に努めます。 ①男女がともに参加しやすい日程・内容による行動等の開催	総務課・教育委員会
(2) 社会・地域活動に幅広く参加できるよう学習機会の提供や参加の促進に努めます。 ①社会参画のための講座の開催 ②各種団体などの活動情報の提供	教育委員会 総務課
(3) 子育て世代が利用しやすい公共施設の整備に努めます。 ①公園や社会教育施設・体育施設などの公共施設の整備	所管課・教育委員会

施策の方向② ボランティア活動の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) NPOやボランティア団体の活動状況の提供に努めるとともに各団体の活動を支援します。 ①広報紙やホームページによる各団体の活動情報の提供 ②小坂町地域づくり事業 ^(※19) などによる各種支援の継続	総務課 総務課

※19 小坂町地域づくり事業

自治会、ボランティア団体など町民が組織する自主的な団体や個人が、自ら進んで取り組む内容について助成する事業のこと。

施策の方向③ 地域リーダーの養成

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 地域や各種団体などで活躍する女性の人材を発掘するとともに研修などあらゆる機会を通じて女性リーダーの育成に努めます。	総務課・教育委員会

施策の方向④ 防災分野における男女共同参画の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大に努めます。 ①防災会議への女性の参画推進 ②男女共同参画の視点による防災体制の整備 ③女性の視点や知識を活かした避難所の運営と被災者への支援 ④女性消防団員加入に向けた環境づくり	総務課 総務課 総務課 町民課

施策の方向⑤ まちづくりにおける男女共同参画の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。 ① 男性・女性それぞれの視点を取り入れたまちづくりの推進 ② 観光・環境分野への女性の参画促進	総務課 町民課・観光産業課
(2) 町民と行政による協働のまちづくりを推進します。 ① 小坂町地域づくり事業の活用による協働のまちづくりの実践活動への支援	総務課

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

《基本方向1》 男女がともに働くための環境整備

共働き世帯が半数を超えているにも関わらず、家事、子育て、介護のそのほとんどを女性が担っているのが現状です。男性がこれらに参加することで、女性に偏っている分担を分かち合い、家庭における責任を果たすことは、親子のきずなが深められるほか、男性の生き方を広げることにもなります。そのためには、固定的性別役割分担意識の変革を図るとともに、これまでの男性中心型労働慣行^(※20)を見直し、仕事と家庭生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を実現することが大切です。

国においては育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などにより、仕事と家庭生活の両立に向けた環境整備が進められており、男女の育児休業の取得率の向上のほか、企業における短時間正社員の導入など公正な処遇が図られた多様な働き方や、育児・介護のための短時間勤務制度の導入などの就業形態も求められています。

秋田県が実施した「令和3年度労働条件等実態調査」によると、県内で回答のあった事業所のうち、育児休業制度の規定があるのは84.6%（女性利用率98.2%、男性利用率14.8%）、介護休業制度があるのは79.1%で、利用者は女性が大半となっています。

仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を進め、次の「施策の方向」を定め、企業等の理解を求めながら、各種制度の定着促進に努めるとともに、多様化する家族形態やそれぞれの家庭に配慮し、家庭における平等意識の行動が図られるよう取組を進めます。

※20 男性中心型労働慣行

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働や転勤、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1)男女共同参画に関する動向の情報収集とその情報の提供に努めます。 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のための講演会・セミナーの開催	総務課

施策の方向② 家庭生活への男女共同参画の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1)家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しのための意識啓発と学習機会の提供に努めます。	総務課・福祉課 教育委員会
(2)仕事と生活の調和が図られるよう男性中心型労働慣行の見直しのための意識啓発に努めます。 ①長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、固定的性別役割分担意識の見直しのための啓発活動 ②育児休業、介護休業などの取得促進	総務課 総務課・福祉課
(3)介護における男女がともに担う意識の啓発に努めます。	福祉課

《基本方向2》 就労における男女平等の促進

平成28年に男女雇用機会均等法^(※21)が一部改正され、平成25年の同法の規則が一部改正されたことによる間接差別^(※22)となる範囲の見直しに加えて、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。性別による差別事項の追加、セクシャル・ハラスメントに関わらず子の養育や家族介護が両立されるための指針の改正などが行われ、制度的には女性労働者に対する差別の解消が図られています。

また、平成27年には女性活躍推進法が制定され、女性の職業生活における活躍をより一層強く推進するよう求められています。しかし、現実には未だに職場における配置や任務分担などにおいて男女の処遇が異なったり、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産を理由とする不利益な対応（マタニティ・ハラスメント^(※23)）を受けたりといった実態も見られます。

個人の意識改革とともに、事業主に対して男女雇用機会均等法の趣旨の徹底を図り、男女がともに尊重し合うことのできる職場環境を整備する努力が必要です。

男女が均等な機会の下で安心して働き生活できるよう、職場内における男女間の不公平な処遇の是正や就労環境の整備のために、次の「施策の方向」を定め、企業などの理解と協力の下に男女ともに意欲を持って、その能力を十分発揮できるよう就労の場における男女平等の確保に努めます。

※21 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の平等な機会と待遇を確保するとともに、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康保持のための措置を推進することを目的とする法律。募集や採用、昇進、教育訓練の機会などの面で性別による差別を行わないことや、セクシュアル・ハラスメント対策や子の養育、家族介護を両立するための指針などについて定めている。

※22 間接差別

表面的には差別と関係ないように見える取扱いや慣行であっても、結果として男女に不均衡を生じさせ、性差別につながる行為のこと。例えば、男性の標準身長を採用条件にするなど。

※23 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が、妊娠・出産などを理由に嫌がらせを受けたり、不当な解雇や異動、雇用形態の変更などの不利益な取扱いをされたりすること。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などで働く女性の妊娠・出産に関する権利は保障されており、不利益な取扱いは違法となる。

施策の方向① 男女の均等な雇用と待遇の確保

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律・制度の普及・啓発に取り組み、男女ともに支援制度を利用できるよう社会的機運の醸成に努めます。 ①企業・経営者に対する理解活動 ②企業・事業所などへの状況調査の実施 ③事業主行動計画 ^(※24) 策定の推進	総務課・観光産業課 総務課・観光産業課 総務課・観光産業課

※24 事業主行動計画

国や地方自治体、民間事業者が、職場における女性の活躍状況を把握・分析し、改善目標を決め、課題を改善するための取り組みについて定める計画のこと。女性活躍推進法によって規定されている。（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）

施策の方向② 職場における男女平等の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 職場における固定的性別役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するための啓発に努めます。	総務課
(2) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など就業に関する関係法令の周知に努めます。	総務課
(3) 女性の労働環境の向上など男女平等意識の啓発に努めます。	総務課

《基本方向3》 就業機会の促進

総務省の「労働力調査」によると、女性の就業率が結婚・出産期に当たる20代～30代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」について、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

就業形態については、日本の男性が30代から正規労働者数が増加するのに対して、女性は正規労働者数が減少し、パートタイム労働者数が大きく増加しています。日本の女性は正規職員として離職後、パートタイムで再就業するケースも多いのではないかと推測されます。

これらのことから、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境を整備するとともに、子育てなどで仕事を中断した女性の再チャレンジ（再就業、起業など）の支援策の充実が求められていることがわかります。

結婚、出産、介護などの理由により休職・退職し、復職・再就業を希望する労働者の支援に努めるとともに、自ら事業を起こしたい女性に対する支援にも取り組むため、次の「施策の方向」を定め、必要な情報の提供や相談の充実に努めます。

施策の方向① 就業支援体制の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 再就業の促進を図るため、関係機関と連携して、必要な情報の提供や相談の充実に努めます。	観光産業課

施策の方向② 女性の再チャレンジ支援

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 結婚や出産、介護などで仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携して、再就業に関する情報や資格取得のための情報の提供に努めます。	観光産業課

《基本方向4》 農業・商工自営業などにおける男女共同参画の促進

町の農業従事者は、男性だけでなく女性も非常に重要な役割を果たしています。しかし、農業経営者の多くは男性であり、今後のさらなる産業発展のためには、女性の視点を経営手法に取り入れるなど、女性の活躍を推進することが重要です。

農業においては、多くの場合、家族単位で経営されているため、女性は労働に従事するとともに、家事、育児、介護などの負担をより多く担っている実態があり、そうした女性の負担軽減を図る必要があります。また、商工自営業などでも、家族従事者として重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する必要があります。

農業や商工業などの自営業に従事する女性が、自らの人生を主体的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、家庭・仕事・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等な立場で男性とともにあらゆる活動に参画していくことができる環境の形成と、仕事も家事も担っている女性の負担軽減のための休日の確保など就業環境の整備にも努めなくてはなりません。

家庭や地域社会に残存している固定的役割分担意識に基づく慣行の是正に努めるとともに、農業や商工業などの自営業に従事する女性が果たしている重要な役割を正しく認識・評価して、経営をはじめ、あらゆる場への参画の促進を図ります。また、不規則な就業形態による長時間労働の解消や母性保護などの健康管理への配慮など、労働環境、生活環境を整備し、能力開発を進めるため、次の「施策の方向」を定め、関係者の協力の下に、農業・商工自営業における就業の場での男女平等の確保に努めます。

施策の方向① 経営活動などへの女性の参画支援

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 農業や商工自営業などの経営における女性の地位を明確にするため、家族経営協定 ^(※25) などの普及・啓発に取り組みます。	観光産業課 農業委員会
(2) 農業や商工自営業などの女性の各種グループ・団体の活動に対する支援に努めます。 ①各種グループ・団体活動に対する支援	観光産業課
(3) 農業に関連する加工や販売などの起業を促進します。 ①女性グループの食品加工活動に対する支援	観光産業課

※25 家族経営協定

家族農業経営をより良いものにするために、労働時間、労働報酬、休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結する協定のこと。夫婦が共同申請することにより共同名義で認定農業者になれるなどの優遇措置がある。

経営面とあわせて、生活面や家事の役割分担など、必要な項目について自由に取り決めができることから、商工自営業などの経営にも活用できる。

《基本方向5》 子育て支援・介護支援体制の充実

近年、少子高齢化や核家族化、女性の社会進出などにより、ライフスタイルが多様化するなかで、家事・育児・介護などの家庭責任は女性だけでなく男性もその役割を担うことが求められています。

しかし、現実には、「働いている・いない」に関わらず、依然として女性が家庭責任を負っている場合が多く、特に年代が上がるほど多く見受けられます。

男女共同参画社会の実現のためには、出発点となる家庭においてこそ、男女が対等の立場でお互いを尊重し、支え合ってつくりあげていく必要があります。家事・育児・介護などを協力して行うとともに、社会全体でそれらを支える環境づくりを進める必要があります。

小坂町では、これまで「子育て支援」を重要施策の一つと位置付け、保育料の無償化や高校生までの医療費無料化など、さまざまな取り組みを行ってきました。

今後も仕事と育児や介護の両立を支援するとともに男女共同参画社会を実現するため次の「施策の方向」を定め、子育て支援施策の継続と保育環境の整備、在宅で子育てする親の不安や悩みに対処するための相談窓口の充実、子どもの虐待防止など子育てを社会全体で支える環境づくり、また、男女がともに介護を担い、家族や地域が支え合い安心して介護ができる、受けられる高齢者福祉施策の充実に取り組みます。

施策の方向① 育児支援体制の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 国・秋田県・関係団体などと連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律などの広報・啓発に努めます。 ①男女共同参画社会基本法や小坂町男女共同参画推進計画の周知・啓発	総務課
(2) 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実するとともに、情報の提供及び相談・助言などに取り組みます。 ①病児・病後児保育実施の周知 ②新生児・乳幼児家庭訪問事業の実施 ③両親学級などの各種教室の開催 ④広報紙・ホームページによる子育て情報の提供 ⑤保育施設環境の改善 ⑥保育料の負担軽減 ⑦障がい児保育の継続	福祉課 福祉課 福祉課 総務課・福祉課 教育委員会 教育委員会 教育委員会
(3) 地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるようネットワークづくりを進めるとともに、子育てに関する意識啓発などに取り組みます。 ①広報紙などによる子育てサークルの活動情報の紹介 ②子育てサークルの支援及び世代間交流の実施	総務課・福祉課 福祉課・教育委員会
(4) 全ての子どもを対象として、放課後や週末に、地域の方々の協力による安全・安心な居場所づくりを推進します。 ①子どもクラブSkipの充実	教育委員会

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(5) 児童虐待に取り組む活動をより積極的に推進します。 ①子どもへのカウンセリングや保護者への助言 ②児童虐待に対する迅速な対応 ③乳幼児健診時などでの状況把握	福祉課 福祉課 福祉課
(6) 子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域での見守りや関係機関と連携した活動を推進します。 ①子ども110番マップの作成 ②関係機関・団体との連携協力体制の強化による防犯・交通安全対策	町民課・教育委員会 町民課・教育委員会

施策の方向② 子育てを支援する生活環境の整備

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 子育てを支援するための賃貸住宅の供給や各種支援制度の充実に取り組みます。 ①定住促進のための各種奨励金制度 ^(※26) の実施	総務課・町民課
(2) 子育て世帯が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン ^(※27) 化などの取組を推進し、情報提供に努めます。	建設課
(3) 妊産婦や乳幼児を連れた方などが安心して外出できるよう公共施設などのバリアフリー ^(※28) 化を進めます。 ①子育て世帯に優しいトイレなどの整備	総務課・町民課 町民課・教育委員会
(4) 子育て世帯が安心して利用できる公園の整備に努めます。 ①公園トイレの改修・整備 ②公園遊具の定期点検の実施	総務課・町民課 建設課
(5) 事故の危険性の高い通学路において、歩道整備など、安全・安心な歩行空間の創出を進めます。 ①歩道などのバリアフリー化 ②危険箇所の改修や県などへの要請活動の実施	建設課・教育委員会 建設課・教育委員会

※26 定住促進のための各種奨励金制度

- ・新築住宅取得固定資産税減免

町内に住宅を新築する場合、新築住宅の固定資産税を5年間免除する。

- ・移住定住促進奨励事業

町内へ住宅を新築する方へ最大60万円、中古住宅を購入及び回収する方へ最大80万円助成する。

※27 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

※28 バリアフリー

障がいをもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活すること

を阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

施策の方向③ 介護支援体制の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 介護をする家族の負担軽減や要介護者の生活の向上を図るため、各種サービスや支援事業を充実します。	福祉課
(2) 介護をする家族の負担軽減や要介護者の生活の向上を図るための相談窓口として、地域包括支援センター ^(※29) を位置づけ周知します。	福祉課
(3) 介護をする家族の負担軽減を図るため、高齢者の介護などに関する研修会を開催します。	福祉課

※29 地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関のこと。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

基本目標4 お互いを認めあい多様な生き方を実現する環境づくり

《基本方向1》 母子・父子保健の充実

女性も男性もお互いの身体的特徴を理解し合い、男女が対等な立場で相手を思いやり、尊重しながら生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提となるものです。

特に、女性は妊娠や出産などにより、女性特有の健康上の問題を心身に抱え込む機会が多いことから、自ら妊娠や出産などについて主体的に選択し、自己の健康を管理することが大切であり、男性もこれらの健康上の問題へ理解を深める必要があります。

また、社会全体への影響をもたらす薬物乱用やH I V / エイズ、性感染症について正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や飲酒の健康被害と胎児や生殖機能への影響に関する情報の提供にも取り組む必要があります。

このような現状から「安心」「感動」「満足」のできる妊娠・出産・育児のための支援体制の充実と情報の提供に努め、医療との連携を考慮した継続的な関わりを展開し、個々のライフサイクルに合わせた支援に取り組むことが大切です。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じた母子・父子の健康の確保と育児不安の解消を図るために、次の「施策の方向」を定め、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、健診、保健指導・相談など母子・父子保健の充実に取り組みます。

施策の方向① 保健・健康診査の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 母子・父子の健康保持と育児不安の解消、児童虐待の発生予防に取り組み、妊娠期からの継続した支援体制の充実を図ります。 ①母子健康手帳交付時の健康相談の実施 ②妊婦健康診査事業の実施 ③両親学級などの各種教室の開催 ④妊産婦・新生児訪問事業の実施 ⑤乳幼児健康診査事業の実施 ⑥電話・訪問などによる母子相談事業の実施 ⑦障がいの早期発見、早期支援のための相談事業の実施 ⑧不妊治療に関する相談及び助成制度の周知 ⑨子育て経験者への悩み相談ができる場の提供	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課
(2) 小児医療の充実・確保は子どもを産み育てる基盤となることから、関係機関と連携し情報提供などに積極的に取り組みます。 ①高校生までの医療費無料化の継続 ②予防接種の実施及び費用の一部助成	町民課 福祉課

《基本方向2》 健康づくりと食育の推進

生涯にわたり男女が多様な生き方を実現するためには、心身ともに健康を保持していくことが大切です。しかし、近年はメタボリック・シンドローム^(※30)などによって引き起こされる生活習慣病のほか、うつ病などの心の病気も問題となっており、健康づくりや疾病予防、介護予防への取り組みのほか、メンタル・ヘルス^(※31)対策などにも積極的に取り組む必要があります。

また、健康な身体づくりの基礎である「食」の重要性について認識を広め、栄養バランスに配慮した食事の指導や食生活の改善に取り組み、男女が健康を保持できるように「食育」を推進します。

男女がともに長い人生をいきいきと過ごすための健康づくりを進め、保健医療体制の充実と食育の推進を図るために、次の「施策の方向」を定め、生涯にわたり男女が自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりを推進します。

※30 メタボリック・シンドローム

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に加え、高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態のこと。平成20年4月より健診によってメタボリック・シンドロームやその予備群の人を見つけ出して改善と予防に向けた支援を行う保健指導に重点を置く健診が始まっている。

※31 メンタル・ヘルス

心の健康のこと。近年企業では、複雑な人間関係や長時間労働などのストレスにより、メンタル・ヘルスに不調をきたす人が増えてきている。

施策の方向① 健康づくりの推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 若い世代から高齢者までの生活習慣の改善を目指した健診や各種教室の実施などにより、生活習慣病の予防に取り組みます。 ①特定健診やがん検診など各種健（検）診の受診率向上	町民課・福祉課
(2) 「こころの健康」についての正しい知識の普及啓発活動に取り組みます。	福祉課

施策の方向② 食育の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 食べることの意味と重要性を認識し、健康な生活を送ることができるように食育に取り組みます。 ①栄養相談や食育講座の実施 ②教育活動における食育の推進	福祉課 教育委員会・ 観光産業課

《基本方向3》 誰もが安心して暮らせる環境整備

少子高齢化は着実に進行し、小坂町における65歳以上の方の割合は令和4年4月1日時点の住民基本台帳では45.6%となり、急速な高齢化が進行しています。

また、核家族化により高齢者世帯の割合も増加しており、近年、高齢者に関わる問題は男女を問わず大きな問題となっています。

一方、高齢期を迎えた男女を、支えられる側として見るのではなく、他の世代とともに社会を支える側の重要な一員として積極的にとらえ、その培ってきた知識や能力を地域社会に役立てるよう、社会参画の機会の拡大に努めることが大切です。

また、障がいを持った方が暮らしやすい環境をつくるために、障がい者の日常生活や障がいの特性、雇用問題などについての理解活動を進めるとともに、各種障がい者福祉制度の情報提供と相談窓口の確保などの体制の整備に努めることが大切です。高齢者や障がい者を社会全体で支えていくという考えに立ち、全ての人がいきいきと安心して暮らせる社会づくりを進める必要があります。

誰もが地域で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、また、経済的安定や住環境の整備を促進するとともに、支援が必要となったときにさまざまなサービスを自ら選択することができる体制を整備するため、次の「施策の方向」を定め、関係機関・団体と連携・協力して、皆がともに自立して生きるための環境を整備します。

施策の方向① 住みやすく生きがいを持てる生活環境づくり

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 学校教育における福祉教育の充実を図るとともに、特別支援が必要な児童生徒に対する関係機関との連携強化に努めます。	教育委員会
(2) 保健・医療サービスの情報提供に努めるとともに関係機関との連携による療育体制の構築と相談機能の充実を図ります。	町民課・福祉課
(3) 社会福祉協議会など関係団体との連携による高齢者の生きがい活動や健康づくり対策を進めます。 ① 老人クラブ活動などの交流の場づくりと活動支援 ② 老壮大学などによる生涯学習の推進	福祉課 教育委員会
(4) あらゆる世代が互いに理解を深め、より良い環境づくりにつなげるための異世代間の交流の場を提供します。	福祉課・教育委員会
(5) 生活機能を保ち、高齢になっても元気で生活し続けられるよう、介護予防事業や生活支援事業の充実に努めます。	福祉課
(6) ハローワークなど関係機関との連携による障がい者の就労の場の確保やグループホームなどの社会的受け皿の確保に努めます。	福祉課・観光産業課

《基本方向4》 生涯学習の推進

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画への理解の促進に関する学習機会の提供、ドメスティック・バイオレンスや男女の人権についての学習、男女がともに自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画していくための女性のエンパワーメント^{※32}や再チャレンジ、男性の家庭生活への参画、さらに、生涯にわたる健康づくりに向けた学習など、多様な学習機会の拡充が求められています。

また、育児や介護、就労などにより、意欲があっても学習活動に参加できない状況もあることから、生涯にわたって、あらゆる機会に、身近な場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる学習環境の整備による生涯学習社会の形成が必要です。

いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる環境を整え、多様化、高度化する学習ニーズに応えるため、また、男女共同参画の推進や地域づくりのリーダーとして、生涯学習を通して身につけた知識や技能などを社会的に活用していくため、次の「施策の方向」を定め、「人づくりはまちづくり」との基本理念に基いた生涯学習の推進に努めます。

※32 女性のエンパワーメント

女性たちが自分の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

施策の方向① 生涯学習の学習機会や情報の提供

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
<p>(1) 多様な学習ニーズに応え住民の自主的な学習を推進していくために、各種教室や講座を開催するほか、発表や活動の機会、学習の場の提供に努めます。</p> <p>①文化活動や学習の場の提供 ②男女共同参画を推進するための学習の場の提供 ③図書館を利用した男女共同参画に関する情報や資料の提供</p>	<p>教育委員会 総務課・教育委員会 総務課・教育委員会</p>
<p>(2) さまざまな機会を利用して学習や文化・スポーツ活動の情報を提供するとともに、各種団体活動の紹介を通じて町民相互の交流の場の拡大に努めます。</p> <p>①広報紙やホームページなどによる情報の提供</p>	<p>総務課・教育委員会</p>
<p>(3) 文化・スポーツ団体などの自主運営や町民自らが進める自主的な文化・スポーツ活動を支援するとともに、年代別や個々の特性に応じた各種スポーツの講習会・教室を開催し、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供します。</p>	<p>教育委員会</p>

《基本方向5》 防災・災害の対応

災害時の避難所や仮設住宅の設備や備蓄には男女共同参画の観点をふまえて、男女間のニーズの違いに配慮し、女性や妊産婦、乳幼児等の子どもに必要なものについて供給できることと安全な衛生状況が維持できる環境づくりに努めます。また、男女間だけではなく高齢者や障がい者の方においても配慮されるように、避難所運営や仮設住宅運営の管理については相談体制を構築する必要があることから、次の「施策の方向」を定め、様々な意見を反映できる環境づくりに努めます。

施策の方向① 避難所や備蓄における男女共同参画の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
(1) 避難所や仮設住宅において乳幼児等の育児をする方が安心できる授乳スペース等の衛生環境の維持に努めます。	総務課・福祉課
(2) 避難所や仮設住宅の運営において女性や高齢者、障がい者等の意見も反映される体制の構築を図ります。	総務課
(3) 保健師等の専門職や生活支援員等による専門的支援の提供及び状態把握によってニーズの違いを確認することで、男女間だけではなく高齢者や障害者等の多様な立場の方々が安心して過ごせる環境づくりに努めます。	総務課・福祉課

第4章 計画の進捗管理

1 推進体制

男女共同参画推進計画に基づく各種施策を総合的かつ着実に実行するためには、町民の理解のもとに、町民、各種団体、事業所などと行政が連携して事業を展開する必要があります。このため、次のとおり推進体制の整備に取り組みます。

(1) 庁内推進体制の充実

本計画は、総合計画や地方創生総合戦略、次世代育成支援行動計画など、他の各種計画との連携が重要であることから、総務課を窓口として全庁的な連絡調整を図るための体制を構築します。

(2) 国・秋田県・定住自立圏域の市町村や周辺自治体などとの連携

国・秋田県と連携・協力し、効果的に施策を進めるとともに、定住自立圏域の市町村や周辺自治体や自主的な取り組みを行っている団体などとも連携しながら情報提供に努めます。

2 進捗管理

(1) 町民意識調査の実施

本計画の推進に伴い、町民の男女共同参画に対する意識がどのように変化したかについてその実態を把握し検証するため町民意識調査を実施します。

(2) 計画の進捗管理

本計画に基づく各種施策の進捗状況を検証し、広報紙や町ホームページなどにより公表します。